

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（1）業務の内容

- ① 職種：受付・案内事務
- ② 中核的業務：案内・記載指導、名簿照合、投票用紙交付、投票所内案内、出口案内
- ③ その他の業務：その他期日前投票に付帯する事務

（2）責任の程度

- ① 権限の範囲：無
- ② トラブル・緊急対応：無（トラブル発生時は速やかに担当職員の指示に従うこと）
- ③ 成果への期待・役割：無
- ④ 所定外労働：無

（3）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：無
- ② 配置の変更の範囲：無

（4）雇用形態

仮想の通常の労働者

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮定の通常の労働者）

(理由)

受け入れようとする派遣労働者は研修と期日前投票所開設期間の 17日間以内の勤務であり、また、案内・記載指導、名簿照合、投票用紙交付、投票所内案内及び出口案内の業務のみを行っている比較対象労働者が通常の労働者の中にいないため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or×)
① <u>職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である</u> 見込まれる通常の労働者	×
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ <u>派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮定の通常の労働者）</u> ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
横浜市会計年度 任用職員「職種 区分1：事務・ 技能」ランクA 日額の職の時給 単価を基準とす る。	労働に対する基本的な対 象として支払われるもの	事務補助であること、特別な能力は不要 であること

② 賞与：無		

③ 役職手当：制度無		

④ 特殊作業手当：制度無		

⑤ 特殊勤務手当：制度無		

⑥ 精皆勤手当：制度無		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度無（日あたり7時間45分を超える勤務時間については有）		

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度無		

⑨ 通勤手当：制度有		
通勤のため交通機関等を利用し運賃等を負担する者に支給する。	費用弁償	通勤距離が1 km以上あり、かつ、利用交通機関等の営業距離が1 km 以上であること

⑩ 出張旅費：制度有		
旅費を支給する。	実費弁償	業務上必要があり所属長の命令で出張を行った場合に限る。

⑪ 食事手当：制度無		

⑫ 単身赴任手当：制度無		

⑬ 地域手当：制度無		

⑭ 食堂：施設無		

⑮ 休憩室：施設有		

⑯ 更衣室：施設無		

⑰ 転勤者用社宅：制度無		

⑱ 慶弔休暇：制度無		

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度無		

⑳ 病気休職：制度無		

㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度無		

㉒ 教育訓練：制度有		
期日前投票所の業務に関する研修	業務に必要な知識を習得する目的	業務に関する知識を習得できるよう、期日前（不在者）投票システム操作研修会及び期日前投票事務従事者説明会を実施する。

㉓ 安全管理に関する措置及び給付：制度無		

㉔ 退職手当：制度無		

㉕ 住宅手当：制度無		

㉖ 家族手当：制度無		